

建設工事に係る最低制限価格並びに低入札価格調査基準額について

令和6年11月1日

矢掛町財政課

矢掛町が発注する建設工事に係る最低制限価格並びに低入札価格調査基準額（以下「最低制限価格等」という。）は、次により行っていますのでお知らせします。

最低制限価格等は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルに準じて、予定価格（消費税額及び地方消費税の額を除く。）の算出の基礎となった次の①から④に掲げる額の合計にランダム係数を乗じた額となります。

ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額を、また予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額を最低制限価格等とします。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額